

入札説明書

令和6年10月16日付けで公告した一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 録音・録画装置（小型可搬型）
- (2) 数量 3セット
- (3) 規格等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和7年3月14日
- (5) 納入場所 青森県警察本部 刑事企画課
- (6) 郵便入札の可否 可

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級又はB等級に格付されている者であること。

エ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

オ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

カ 営業品目（F04 通信機器 又は F06 監視カメラ）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認結果通

知書（第5号様式）により通知する。

- ア 提出期限 令和6年10月29日 12時00分
- イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
- ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。
- (2) 契約条項等を示す期間 令和6年10月16日から同年11月5日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 令和6年10月24日 12時00分
- (2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

6 一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ（コピー可）を添付の上、同等品申請書を持参又は郵便により提出し、県の承認を得なければならない。

- ア 提出期限 令和6年10月24日 12時00分
- イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 令和6年11月6日 10時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は提出不要である。）を入札日時（郵便による入札にあつては、入札書の提出期限）までに提出すること。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第4条第8項及び第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suitou/keiri/buppin-bunshyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

- (ア) 入札年月日
- (イ) あて名は、「青森県知事」とする。
- (ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）
- (エ) 入札金額
- (オ) 品名
- (カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 入札書の提出方法

持参又は郵便による。持参の場合は7（1）及び（2）に定める日時及び場所に提出するものとする。郵便により入札書を提出する場合は、次により行うこととし、提出期限までに提出しなかった入札書については無効として取り扱うものとする。

（ア）入札書の提出にあたっては、二重封筒による書留郵便とし、会計管理課長あて親展とすること。

（イ）中封筒には入札書を入れて封印の上、あて名（「会計管理課」御中）、入札件名（入札に係る物品の名称）、入開札期日及び入札書の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記入すること。

（ウ）表封筒には「令和6年11月6日開札、件名（入札に係る物品の名称）入札書在中」と朱書きすること。

（エ）提出期限 令和6年11月5日 17時00分（必着）

カ 入開札は、入札書又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札書又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

キ 入札執行回数は、原則として、2回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

ク 1回目の入札において落札者となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、郵便による入札を行った者があるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、直前の回の最低入札金額を通知して、再度の入札を行う。

ケ 1回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

コ 再度入札において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

サ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

シ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

ス 郵便による入札をした者が落札者となったときは、その旨を書面により通知するものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書（案） 別紙のとおり

（2）契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいず

れかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主査 笠井 悠美

電 話 017-734-9078

ファックス 017-734-8019

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(委任代理人

⑩)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 録音・録画装置 (小型可搬型)

数 量 3セット

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和6年10月16日
品 名	録音・録画装置（小型可搬型）
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

一般競争入札参加資格確認申請書

令和6年10月16日付けで公告した一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 品 名 録音・録画装置（小型可搬型）
- 業者番号及び等級格付
（業者番号： 、等級格付： ）
- 登録営業品目
- 申請日現在の指名停止措置の有無
有 ・ 無
- 誓約事項
次の各号について、誓約します。
（1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
（2）青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
（3）会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和6年10月16日付けで公告した一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 品名 録音・録画装置（小型可搬型）
- 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

- 添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者氏名)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
2 同等品の申請をする場合に提出する。
3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

殿

青森県出納局会計管理課長 印

一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

- 品名 録音・録画装置（小型可搬型）
- 入札参加資格の有無
有
無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 録音・録画装置（小型可搬型）

入札（見積り）期日 令和6年11月6日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 会計管理課入札室

録音・録画装置（小型可搬型）仕様書

仕様書最終確認

刑事企画課
敦川陽平
017-723-4211
(4026)

1 調達の目的

本調達は、青森県警察において使用する録音・録画装置（小型可搬型）を調達するものである。

2 調達の概要

録音・録画装置（小型可搬型）は、警察署等の取調室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、即時に映像にタイムコードを付した上で、映像音声をハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）に同時に録音・録画する。

受注者は、録音・録画装置（小型可搬型）を、発注者が以下に定める数を指定する場所に納入する。

3 調達する物品・数等

- (1) 調達する物品（以下「調達物品」という。）は、録音・録画装置（小型可搬型）とし、納入時において新品であることを要する。
- (2) 調達物品に関する1式の構成及び詳細な仕様は、別添（仕様詳細）のとおりとする。
- (3) 調達数は3セットとし、納入場所は、青森県警察本部刑事企画課とする。

4 納入の期限

令和7年3月14日とする。

5 納入方法

- (1) 調達物品には、確認しやすい場所に識別表示（年式、製造番号、メーカー名等）をすること。
- (2) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る。）は、1セットに1部提供するものとし、調達物品の納入設置時に取扱い説明を行うこと。

- (3) 納入設置時に設置場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等が発生させた場合には、受注者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (4) 調達物品の納入で生じた梱包資材については、全て受注者の責任において処分すること。
- (5) 調達物品の納入については、事前に納品日等を発注者へ連絡すること。

6 受注者の条件

受注者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラシーリングマイク等、撮影された映像音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において調達物品の機能確認を行う設備を準備でき、県警担当者の立会に応じられること。
- (3) 調達物品に係る、アフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制を有すること。
- (4) 使用者からの依頼後速やかに対応可能な保守拠点を有し、調達物品の詳細について理解した保守要員を配置（専任であることを要しない。）すること。
- (5) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (6) 参考品以外の物品により入札書を提出する場合は、会計管理課に同等品申請書（カタログ等の写しを添付）を提出し、事前に承認を得ること。

7 提出資料及び提出期限

受注者は、契約締結後速やかに、下記の書類を発注者に提出すること。提出は原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。

なお、提出書類は、文書1部を提出すること（専門用語については必ず説明を付すこと）。

- (1) 納入・設置スケジュール表
- (2) 保守及びサービスの体制（調達物品に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制を具体的に記載

したもの。)

- (3) 機密保持体制等（本調達における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料）

8 瑕疵担保責任等

納入後の調達物品において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、受注者の責任において無償でその対応を行うこと。また、納入後、調達物品を構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に脆弱性を発見した場合には、適時に県警担当者に連絡を取り合うなどその対応を行うこと（別添に特段の記載がある場合にはそれによること）。

9 保証

- (1) 本調達における稼働保証については、受注者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後1年間、使用者の故意又は過失による場合を除いて、調達物品に故障等が発生した場合は、受注者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。保証対象に係る修理については保守要員による出張修理を原則とすること。
- (3) 調達物品において、通常の使用状態の基で故障等が発生した場合には、一貫したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。なお、修理に伴う部品の調達を行う場合には、代替品を提供すること。
- (4) 修理、交換等によりHDDを警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該HDDのデータ消去を確実に実施し、刑事企画課長の承認を得ること。

10 情報セキュリティ対策

- (1) 調達物品の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
- (2) 調達物品の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
- (3) 調達物品に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該調達物品に適用されていること。
- (4) 調達物品の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下

でなされていること。調達物品に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

- (5) 調達物品を構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- (6) 受注者が調達物品を構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。

11 参考品

- (1) ソニックガード株式会社製
 - 品名 録音・録画装置（小型可搬型）
 - 型名 RH-WRK24
- (2) 株式会社JVCケンウッド・公共産業システム
 - 製品名 録音・録画装置（小型可搬型）
 - 型名 小型カメラ VIC-1100
 - モノラルマイクロホン AT9921
 - ディスクメディアレコーダー VMR-1132

12 その他

その他疑義が生じた場合には県警担当者の指示に従うこと。

1 録音・録画装置(小型可搬型)1式の構成

(1) 録音・録画装置(小型可搬型)1式の構成は以下のとおりである。

録音・録画装置(小型可搬型) (1式)	撮影装置部(1式)
	記録装置部(1式)

(2) 撮影装置部1式の構成は以下のとおりである。

撮影装置部	カメラ(1台)
	マイク(1台)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部1式の構成は以下のとおりである。

記録装置部 (1式)	HDD/ディスクメディアレコーダー(2台以上) ※1
	タイムレコーダー(1台) ※2
	モニター(1台)
	収納ケース(1式)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

※1 : 複数台を一体型装置として1台とすることも可とする。

HDDはSSDを含む。

※2 : 仕様書に示す映像改ざん防止機能を有している場合は、一体型構成を可とする。

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- ① 撮影装置部は、カメラ及びマイクから構成され、カメラ及びマイクで取調室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有する。
- ② カメラは、ドーム型カラーカメラ又は小型カメラのいずれかを選択し、ドーム型カラーカメラの場合は下記カメラボックス及びマイク1を、小型カメラの場合は下記マイク2をそれぞれ組み合わせて使用するものとする。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) ドーム型カラーカメラ

① 撮影装置部1式につき1台とする。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば記録装置部に設置すること。)

② ドーム型カラーカメラが満たすべき性能は次のとおりである。

有効画素数 : 38万画素程度以上(アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度540TV本程度以上のもの)

レンズ焦点距離 : 3.0mm ~ 6.0mmを包含する焦点距離を有すること

画角 : カメラから被写体までの距離を2.1メートルとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅(被写体の高さ)を2メートル程度以上確保できること

逆光補正 : ワイドダイナミック方式

ドーム部 : ドームカバーの付属は要しない

③ 同軸ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに撮影した映像を記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを記録装置部に設置すること。

④ 記録装置部前面に設けたBNCジャック等に接続し、ケーブルを通じて映像の送信を行うこと。また、記録装置部の前面に設けたDCジャック等(12v)から給電をすること。

⑤ 記録装置部に送信する映像は、VGA(640×480)フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。映像のアスペクト比は4:3又は16:9とすること。

⑥ パンチルト・ズームの調整が可能であること。

⑦ (2)のカメラボックス内に固定設置し、ケーブル長(カメラボックスから記録装置部までのケーブル長)は5メートル以上とすること。

(2) カメラボックス

① 撮影装置部1式につき1台とし、(1)のカメラ及び(4)のマイク1を内部に設置する。

② カメラボックスが満たすべき性能は次のとおりとする。

材質 : スチール製又は軽量化に配慮した材質(アルミ、ポリカーボネートなど)

外形寸法 : 幅130mm×高さ170mm×奥行き110mm 以下

色 : 黒色

③ カメラボックスの前面は黒色スモーク処理を施したアクリル板(マイク設置部には必要な集音口を設けること。)又はスピーカーグリルネット(撮影画像の品質、外部からの機器の非可視性、耐久性のいずれにも配慮したものとする。)でカバーすること。カメラボックスの前面カバーはネジ等で固定せず手で開閉可能なものとする。

④ ケーブル口は、背面に設けるとともに、卓上での自立や壁掛け設置の妨げとならないように形状・配置に配慮すること。

- ⑤ カメラボックスの底面には三脚に固定するための金具を取り付けること。三脚連結部の形状は、ISO準拠のいわゆる「細ネジ(小ネジ)」サイズとし、市販の三脚等の雲台に取り付け可能なものとする。ただし、当該金具はカメラボックスの自立を妨げないものとする。
- ⑥ カメラボックスの背面には、壁面着脱用金具を取り付けること。
なお、壁面への着脱のためにあらかじめ取調室壁側に取り付けるべき金具等がある場合にはその形状について県警担当者の事前承認を得るとともに、当該金具を付属させること。
- ⑦ 運搬の際に、カメラボックスが破損しないようにカメラボックスの強度には十分配慮すること。また、運搬時の振動・衝撃等によりカメラボックス内のカメラが故障(ケーブルの離脱を含む。)しないよう工夫すること。
- ⑧ カメラボックスを取調室床から150cm～170cm程度の高さに設置可能な三脚を付属すること。

(3) 小型カメラ(含む小型カメラケース、取付け部品)

- ① 撮影装置部1式につき1台とする。小型カメラは小型カメラケース内に設置されたものとし、また壁面への取付け及びアングルの調整に配慮した小型の取付け部品を付属させること。

- ② 小型カメラ(含む小型カメラケース、取付け部品)が満たすべき性能は次のとおりとする。

〈小型カメラ本体〉

サイズ : 小型カメラケースに収納可能なもの

重量 : 60グラム程度以内(小型カメラケースを含む。取付け部品、ケーブルを除く。)

フォーカス : 100cm ~ ∞

画像センサー : 38万画素以上(アナログカメラを用いる場合にあつては水平解像度540TV本程度以上のもの。)

フレームレート : 30フレーム/秒

ケーブル長 : 5メートル以上

その他 : 逆光補正機能(ワイドダイナミック方式)、ノイズリダクション機能あり

〈小型カメラケース〉

サイズ : 幅50mm×高さ65mm×奥行30mm 以下

材質 : ABS樹脂など必要な強度を有するケースとすること

ただし撮影用の開口部を有する面はスモークを付したアクリルパネルとし、小型カメラが外部から透視できないように配慮すること

- ③ 記録装置部前面に設けたBNCジャック等に接続し、ケーブルを通じて映像の送信を行なうこと。また、記録装置部の前面に設けたDCジャック等(12v)から給電をすること。
- ④ 記録装置部に送信する映像は、VGA(640×480)フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。映像のアスペクト比は4:3又は16:9とすること。
- ⑤ 耐久性に配慮し、被覆等によりケーブルに必要な補強を行うこと。

- ⑥ 小型カメラケース背面には取付け部品に固定するための金具を取り付けること。金具の形状は、ISO準拠のいわゆる「細ネジ(小ネジ)」サイズとし、市販の三脚等の雲台に取り付け可能なものとする。
 - ⑦ 取付け部品は、ボールヘッド型接合部などを有し、手動(ドライバーなどを用いない)で上下左右にカメラの角度を自在に調整可能であること。
 - ⑧ 取付け部品は壁面への着脱が自在に可能なものとする。
- なお、壁面への着脱のためにあらかじめ取調室壁側に取り付けるべき金具等がある場合にはその形状について県警担当者の事前承認を得るとともに、当該金具を付属させること。

(4) マイク

- ① 撮影装置部1式につき1台とする。
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

〈マイク1〉

型式	: エレクトレット(バックエレクトレット)コンデンサー型
指向特性	: 単一指向性
周波数特性	: 300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること
感度	: $-35\text{dB} \pm 5.0$ (0dB=1V/Pa、1kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする。)
給電方法	: プラグインパワー方式
形状	: 先端部に集音部を有する直径2cm程度の円筒形の形状の小型マイクとすること
ケーブル長	: 6メートル以上
プラグ	: 3.5mmステレオ(3極)ミニ
その他	: 機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること 集音方向を調整可能なフリーアングル機構を備えていること

〈マイク2〉

型式	: エレクトレット(バックエレクトレット)コンデンサー型
指向特性	: 単一指向性又は全指向性
周波数特性	: 300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること
感度	: $-35\text{dB} \pm 3.5$ (0dB=1V/Pa、1kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする。)
給電方法	: プラグインパワー方式
質量	: 120グラム以下(コードを除く。)
ケーブル長	: 5メートル以上
プラグ	: 3.5mmステレオ(3極)ミニ又はUSB
その他	: 卓上設置用バウンダリーマイクであること 機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること

- ③ マイク1・マイク2のいずれを用いる場合にあっても、記録装置部前面に設けたジャック部に接続し、音声の送信及び給電を行うこと。

なお、②に記載された性能を満たしている場合は、記録装置部前面に接続したカメラ経由で音声の送信及び給電を行うことも可とする。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- ① 記録装置部は、HDD/ディスクメディアレコーダー、タイムレコーダー、モニター、収納ケース、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。
- ② 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声について、タイムレコーダーにより当該映像に時刻表示を付した上で、リアルタイムに2台以上のHDD/ディスクメディアレコーダーに送り、HDD及びディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画を行う。
- ③ 記録装置部は、前面に、映像入力ジャック(必要があればカメラ用給電ジャック)、マイク入力ジャック、映像音声出力ジャック1(モニター用)、映像音声出力ジャック2(遠隔視聴用ケーブル用)を有する。ただし、記録装置部が一体型構成の場合は、映像音声入力ジャック、映像音声出力ジャック(遠隔視聴用ケーブル用)を有すること。
- ④ 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができ、加えてイヤホン接続時にはイヤホン端子(ステレオピンジャック)のみから音声を出力することができるものでなければならない。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) HDD/ディスクメディアレコーダー

- ① 記録装置部1式につき2台以上とする。
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

録画可能ディスク : BD-R/RE、DVD-R/RW/

映像記録圧縮方式 : AVC/H.264、MPEG-2、MPEG-4

ディスクへの記録方式は、以下のいずれにも対応

DVDディスク DVD-VIDEO、DVD-VR

BDディスク BD-AV、BD-MV

音声記録圧縮方式 : ドルビーデジタル、リニアPCM 又は MPEG-1 Layer2

ハードディスク容量 : 500GB程度(内蔵)

録画時間 : 標準モード

DVD画質でDVD-R(4.7GB)に2時間、BD-R(25GB)に10時間以上の録音・録画が可能であること

長時間モード

DVD画質でDVD-R(4.7GB)に4時間以上の録音・録画が可能であること

ダビング性能 : DVD及びBDの高速ダビング(※)が可能であること
(※)以下のいずれにも対応すること。

映像圧縮方式 AVC/H.264、MPEG-2、MPEG-4

音声圧縮方式 ドルビーデジタル、リニアPCM、MPEG-1 Layer2BD

ディスク記録方式 BD-AV、BD-MV、DVD-VIDEO、DVD-VR

- ③ HDD/ディスクメディアレコーダーに入力された映像音声を、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスクと記録メディア(1枚以上)に同時記録できること。
- ④ 装置単位で少なくとも2台以上のレコーダーを有することにより、一方のレコーダーを構成する部品等の故障等が生じて、故障等が生じていないレコーダーにて、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスクと記録メディア(1枚以上)に同時記録が行えること。一体型装置の場合は、故障等が生じて、記録可能なHDD等にて、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスクと記録メディア(1枚以上)に同時記録が行えること。
- ⑤ 収納ケースにマウント金具を用い設置ができること。
- ⑥ 記録された全てのメディアは、一般に販売されている機器等で再生が可能であること。
- ⑦ 簡易な操作により内蔵ハードディスクに記録した映像音声を消去することができること。この場合には、HDDの記録暗号化等によりデータの読み出しができないこと。

(2) タイムレコーダー(映像改ざん防止装置)

- ① 記録装置部1式につきタイムレコーダー1台を設置する。
- ② タイムレコーダーは、入力された映像の画面上に時刻表示(年、月、日、時、分、秒)を付して(スーパーインポーズする)、時刻表示を付した映像の出力ができること。
- ③ 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いることにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする。
- ④ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字(縁の色は黒又はグレー)とすること。時刻表示の位置については、画面を縦4段・横5列の20マスに分割したときに上から3段目・左から2～4列目のいずれかのマスに当たる3つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに県警担当者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。(時刻表示については別紙1参照)
- ⑤ 仕様書の基準及び性能を満たし、かつ、取扱説明等で同等以上のものであることを証明した場合は、一体型構成を可とする。

(3) モニター

- ① 設置台数は記録装置部1式につきモニター1台とする。
- ② 画面サイズは7インチ以上12インチ以下とする。
- ③ 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができること。加えてイヤホンジャック(3.5mmステレオミニ)を備え、イヤホン接続時にはイヤホンジャックのみから音声を出力することができること。

④ 折りたたみ可能なスタンド等により自立すること。

(4) 収納ケース

① 収納ケースは、記録装置部1式につき1台とする。

② 収納ケースのサイズは、55cm以下×55cm以下×30cm以下とすること。

③ 前面及び後面の蓋(カバー)は取りはずすことができ、機器前面で機器の操作や必要なプラグの着脱を行うことができ、機器後面から外部電源タップへの接続を行う構造とすること。

ただし、記録装置部自体が収納ケースを兼ねており、そのまま機器の接続や操作が可能である場合、取り外し可能な蓋の設備を要しない。

④ モニターを除く記録装置部の全ての機器をケース内に収納可能であり、マウント金具等を用いてケースとの固定設置を行うこと。

⑤ 機器の放熱効率及び可搬性(運搬時の振動対策等)に配慮した機器の設置を行うこと。

⑥ 記録装置部前面には、映像入力ジャック(BNC)、カメラ用給電ジャック(DC12v)、マイク入力ジャック、入力音量調整つまみ(⑦の機能による入力音量の調整を行うもの)、遠隔視聴用ケーブル用映像音声出力ジャック(必要があれば小型カメラ用給電ジャック)を有する入出力接続部を設置し、多数回のプラグの着脱への耐久性に配慮した構造とすること。ただし、記録装置部が一体型構成の場合は、映像音声入力ジャック、映像音声出力ジャック(遠隔視聴用ケーブル用)を有すること。

⑦ 収納ケース内部にマイクからの入力音量を調整する機能を有することとし、任意に音量調整を行うことができること。

⑧ 収納ケース内部に電源分岐タップを設けるなどにより、記録装置部から1本のコードで装置全体(撮影装置部を含む)の給電を行う構成とすること。電源コードは耐久性に配慮した被覆を有したものとし、長さは5メートル以上とすること。

⑨ 収納ケースへの機器設置例は別紙2のとおりとする。

4 録音・録画装置(小型可搬型)に関するその他の事項

(1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受注者の負担とする。

(2) 外部に露出するコード、ケーブル類については、SFチューブにより複数のケーブルを束ねるなど設置・運用に配慮したものとすること。

(3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。

(4) 機器の配線完了後、機器の電源がOFFの状態から、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。

(5) 録音・録画の開始及び終了、ダビング等を使用者が容易に実施することができるような構成に配慮すること。

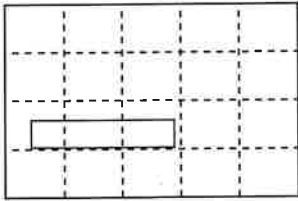
(6) 撮影装置部及びモニターを保管するため、同機器が収納可能なサイズのケース等を1式

につき1台準備すること。

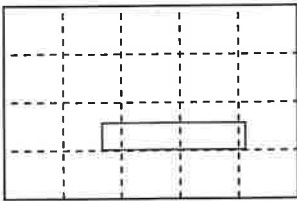
時刻表示のイメージ

表示位置について

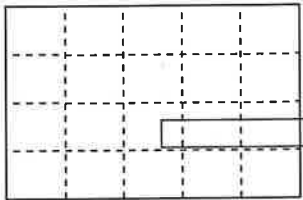
- ① 上から3段目・左から2列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から3列目のマスを中心とした表示を行う場合



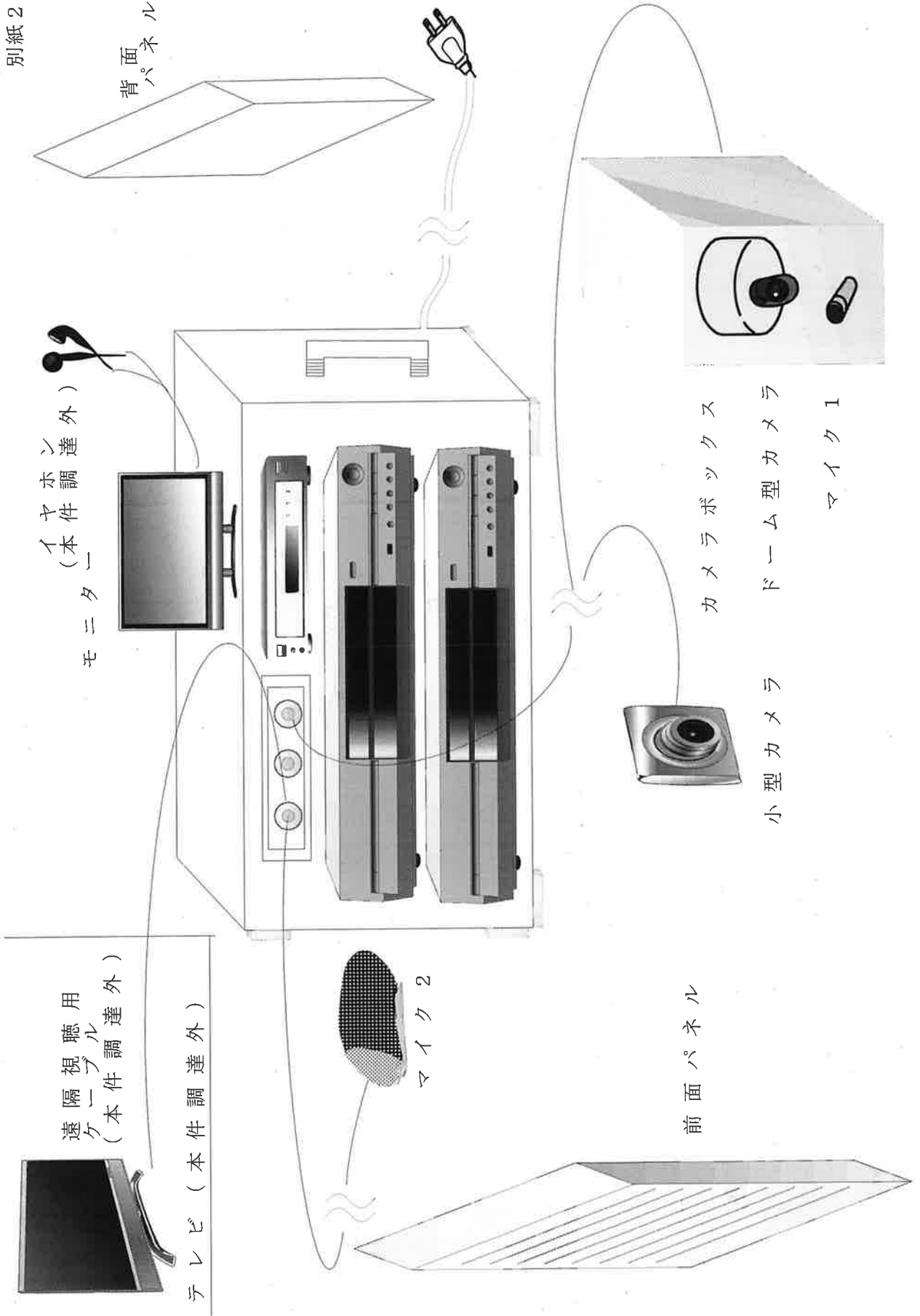
- ② 上から3段目・左から4列目のマスを中心とした表示を行う場合



時刻表示のイメージ

(平成27年11月30日 午後1時23分45秒の時点の表示)

2015/11/30 13:23.45



物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を
除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1）物品の名称等

ア 名 称 録音・録画装置（小型可搬型）

イ 数 量 3セット

ウ 規 格 等 別紙仕様書のとおり

（メーカー・品番等 ）

（2）金 額 円。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円。）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 令和7年3月14日

（2）納入場所 青森県警察本部 刑事企画課

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金

(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 宮下宗一郎

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。